

各種有功記章の着用に関する教育規程の改正

各種有功記章の着用方法の改定に伴い、以下の通り関連規程を改正する。

第8章 指導者養成

第9章 制服及び旗

改正条文

本則	施行細則
8-1-4 修了の認定	8-1-4-1~3
9-1-2 (新設)	9-9-10、12~15
9-1-3 (新設)	9-1-2-1、2 (新設)
	9-1-3-1~3 (新設)
	9-1-5-1、2 (新設)

令和5年2月12日 教育推進本部会合 承認

令和5年3月11日 理事会 協議

令和5年5月11日 理事会 承認
令和5年5月12日 施行

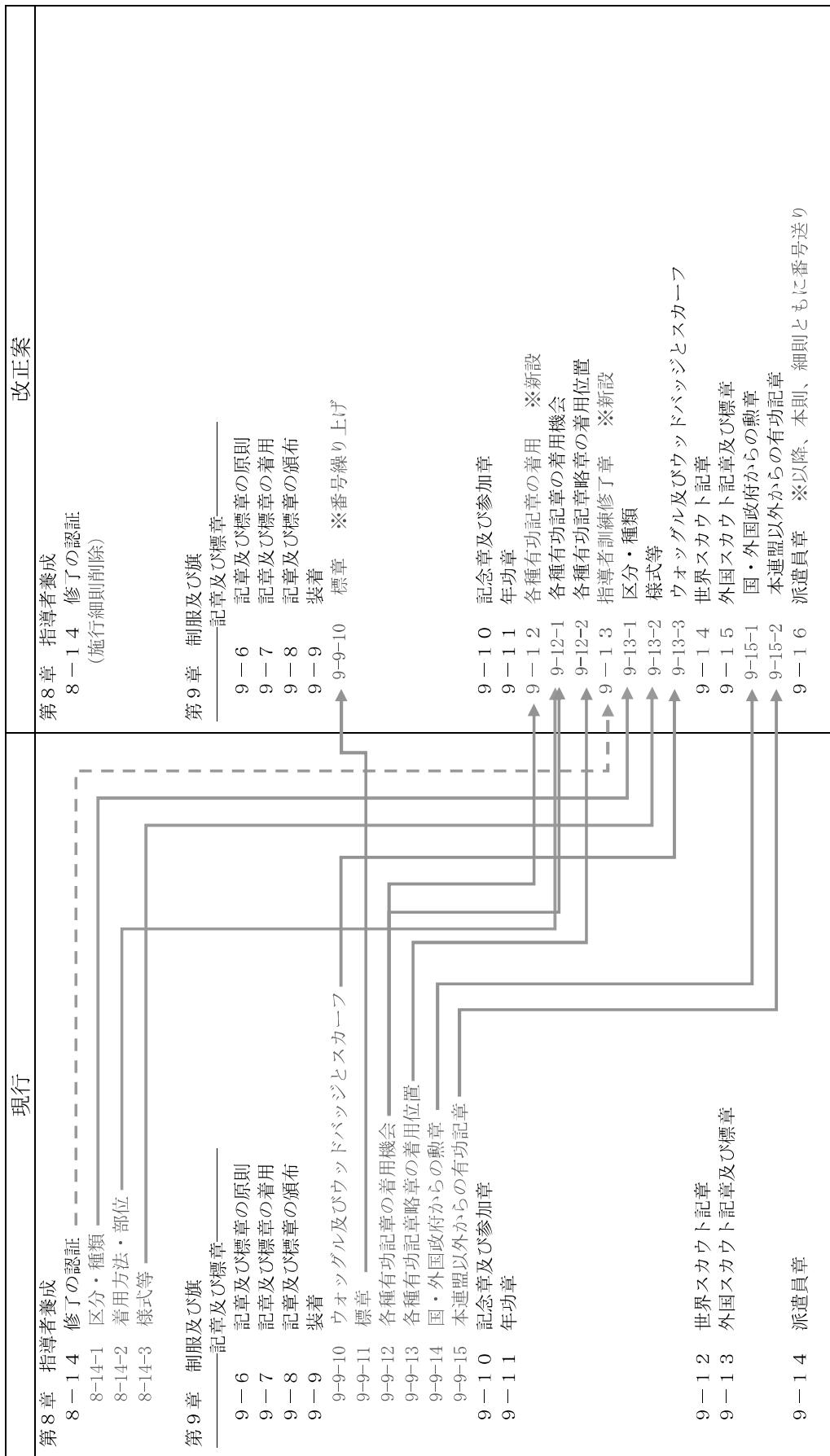
規程改正の趣旨

「各種有功記章の着用位置」(9-9-13) の改定（令和5年2月12日 教育推進本部会合承認）に伴い、以下のとおり関連規程を改正します。

- ・ 各種有功記章について、施行細則のみが存在し、本則が無いことから、新たに「各種有功記章の着用」を本則に新設し、「各種有功記章の着用機会」(9-9-12) と「各種有功記章略章の着用位置」(9-9-13) をこの本則の施行細則に移設し、指導者訓練修了章の着用方法に関する条文は、この「各種有功記章略章の着用位置」に統合します。
- ・ 関連して、指導者訓練修了章の着用方法を見直し、コミニッシュョナーの共通訓練とコミニッシュョナーの専門訓練からそれぞれ1個ずつ着用できる(8-14-2) としていましたが、コミニッシュョナーの訓練（コミニッシュョナーの専門訓練、コミニッシュョナーの専門訓練）からは1個のみ着用できることに、現在の任にある役務の修了章を一番左に着用するとしますが、それ以外の修了章については、これまでには着用順をしていましたが、特に定めないことに変更します。
- ・ 併せて、これまで第8章（指導者養成）と第9章（制服及び旗）にそれぞれ記載されていた指導者訓練修了章の着用方法に関する条文を、第9章に統合します。指導者訓練修了章についての本則を新設し、「区分・種類」(8-14-1) と「様式等」(8-14-3) を第9章に移設します。また、関連する事項である「ウォツグル及びウッドバッジとスカーフ」(9-9-10) も同様に移設します。
- ・ また、「国・外国政府からの勲章」と「本連盟以外からの有功記章」について、関連する本則として「外国スカウト記章及び標準」(9-13) が存在するにも関わらず、異なる本則(9-9「装着」)の施行細則に設置されていることから、この2項目を、「外国スカウト記章及び標準」の施行細則として移設します。

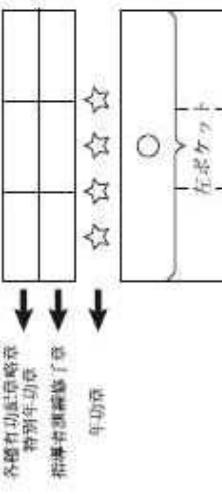
なお、人命救助章、公共奉仕章、日本連盟スカウティング褒章、善行章、県連盟スカウティング褒章の略章を現行のものから、他の略章と同様（リボン）に変更することとし、デザイン完成後、「感謝・表彰規程」を改正します。

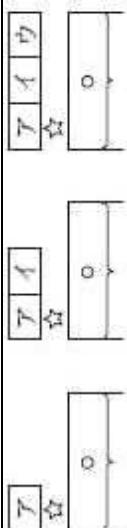
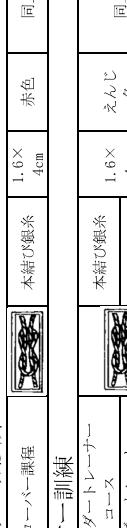
章立ての改正内容一覧



本則	現行	改正案	備考
修了の認証 8-14	<p>導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の各訓練の修了については、総コミッショナーが認証する。</p> <p>② 導入訓練課程の訓練修了については、主任講師が認定し、総コミッショナーが認証する。</p> <p>③ スキルトレーニングの修了については、全ての項目を修した者について県コミッショナーが認証する。</p> <p>④ ウッドクラフトコースの修了については、コースディレクターが認定し、総コミッショナーが認証する。</p> <p>⑤ 履修認定については以下のとおりとする。</p> <p>(表省略)</p>	<p>修了の認証 8-14</p> <p>導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の各訓練の修了については、総コミッショナーが認証する。</p> <p>② 導入訓練課程の訓練修了については、主任講師が認定し、総コミッショナーが認証する。</p> <p>③ スキルトレーニングの修了については、全ての項目を修した者について県コミッショナーが認証する。</p> <p>④ ウッドクラフトコースの修了については、コースディレクターが認定し、総コミッショナーが認証する。</p> <p>⑤ 履修認定については以下のとおりとする。</p> <p>(表省略)</p>	削除分は 9-13 (新設)に移行
(新設)	<p>⑥ 本連盟が定める各指導者訓練課程の訓練を修した指導者は、当該指導者訓練修了章を着用することができる。ただし、着用方法、着用部位は別に定める。</p>	<p>各種有功記章の着用 9-12</p> <p>本連盟が交付した感謝章・有功章等(以後、有功記章といふ)は、時宜に応じて正装または礼装に着用する。ただし、着用機会、着用位置は別に定める。</p>	9-9-12から移行
(新設)		<p>指導者訓練修了章 9-13</p> <p>本連盟が定める各指導者訓練修了章を着用することができる。ただし、着用方法、着用部位は別に定める。</p>	8-14から移行
世界スカウト記章 9-12	(表省略)	世界スカウト記章 9-14	
外国スカウト記章及び標章 9-13	<p>外国スカウト記章及び標章類は、特別に許可を受けたもの以外は、着用してはならない。</p> <p>② 国、外国政府、世界スカウト機構、地域スカウト機構、外国スカウト連盟から公的に受領した勲章、褒章、有功記章については、9-9-15に定める。</p>	<p>外国スカウト記章及び標章類は、特別に許可を受けたもの以外は、着用してはならない。</p> <p>② 国、外国政府、世界スカウト機構、地域スカウト機構、外国スカウト連盟から公的に受領した勲章、褒章、有功記章については、9-9-12-2 に定める。</p>	
派遣員章 9-14	(表文省略)	派遣員章 9-16 ※レジ/降番号送り	(表文省略)

第8章 施行細則（指導者訓練修了章）

現行	改正案	備考
<p>区分・種類 8-14-1 指導者訓練修了章の区分及び種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 導入訓練課程 (2) 隊指導者基礎訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程)</p> <p>(3) 隊指導者上級訓練課程 (ビーバー・カブ・ボーイ・ベンチャーの各課程)</p> <p>(4) 団委員基礎訓練課程</p> <p>(5) 团委員上級訓練課程</p> <p>(6) コミッショナーコース</p> <p>(7) コミッショナ―専門課程 (日本連盟コミッショナ―・県コミッショナ―・地区コミッショナ―・団担当コミッショナ―の各課程)</p> <p>(8) 副リーダートレーナーコース</p> <p>(9) リーダートレーナーコース</p> <p>(10) ウッドクラフトコース</p>	<p>区分・種類 8-14-1 <削除></p>	<p>9-13-1(新設)に 移行</p>
<p>着用方法・部位 8-14-2 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナ―の共通訓練、コミッショナ―の専門訓練、トレーナーの訓練及びウッドクラフトの訓練の各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用する。ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナ―・トレーナー・ウッドクラフト)の訓練を修了していない場合は、3個までに限つて着用することができる。</p> <p>(1) 着用方法 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナ―の共通訓練、コミッショナ―の専門訓練、トレーナーの訓練及びウッドクラフトの訓練の各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用する。ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナ―・トレーナー・ウッドクラフト)の訓練を修了していない場合は、3個までに限つて着用することができる。</p> <p>(2) 着用部位は次のとおりとする。 </p> <p>(3) 着用の基準は次のとおりとする。 ア 現在奉仕している分野の指導者訓練修了章をAの部位に着用する。 イ その他の指導者訓練修了章は、隊指導者(修了順)・団指導者・コミッショナ―・トレーナーの順に3個まで着用する。</p>	<p>着用方法・部位 8-14-2 <削除></p>	<p>9-12-2(新設)に 統合</p>

現行		改正案		備考
 	 	 	 	
様式等 8-14-3	指導者訓練修了章の様式は次のとおりとする。	様式等 8-13-3	<削除>	9-13-2(新設)に 移行

9章 施行細則（指導者の記章、標章）

現行	改正案	備考																				
ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ 9-9-10	隊指導者基礎訓練課程のウッドバッジ研修所を履修した指導者は、ギルウェルウォッグルを、また隊指導者上級訓練課程を修了した指導者は、更にギルウェルスカーフとウッドバッジを制服に着用することができる。ただし、ギルウェルスカーフは、自隊と行動をともにする場合は着用しない。	ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ 9-9-10 <削除>																				
各種有功記章の着用機会 9-9-12	本連盟が交付した感謝章・有功章等（以後、「有功記章」という）は、時宜に応じて正装または礼装に着用する。 ② 正装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章または略章を着用する。 ③ 礼装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章を着用する。 ④ 有功章正章を着用する場合、日本連盟功労章、都道府県連盟功劳章については区分ごとの上位のものを着用する。	各種有功記章の着用機会 9-9-12 <削除>																				
各種有功記章略章の着用位置 9-9-13	複数の有功記章略章を同時に着用する場合には、以下の着用順序により受章したものをつけたものとして着用する。 きじ章、たか章、かっこう章、日連特別感謝章、日連感謝章、県連特別有功章、県連功章、県連感謝章、特別年功章（上位のものを1個）、維持会員年功章（上位のものを1個） ② 複数の略章を同時に着用する場合は1列3個までとし、3個を超える場合は上段を上位として列を加えて着用する。 ③ 善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）および功績章（スカウティング褒章）略章は、上記有功記章略章の上部に着用する。	各種有功記章略章の着用位置 9-9-13 <削除>																				
<p>善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）略章 功績章（スカウティング褒章）略章 2 3 W S J 奉仕章 2 3 W S J 協賛章 特別記章類（世界機構表彰、外国連盟表章）</p> <p>日本連盟有功記章類（以下の記章の内、6個まで）</p> <table border="1"> <tr> <td>きじ章・たか章・かっこう章</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>日連特別感謝章・日連感謝章</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>県連特別有功章・県連有功章</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県連感謝章・特別年功章（上位のものを一つ）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>維持会員年功章（上位のものを一つを同列下位に着用する）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章</p> <p>ア：現在奉仕している部門（または役務） イ・ウ：他課程の隊指導者訓練を修了した順、または他区分子の記章（上級訓練修了者は上位の記章） ウ：特別維持会員章または維持会員章（図省略）</p>			きじ章・たか章・かっこう章	A	B	C	日連特別感謝章・日連感謝章	4	5	6	県連特別有功章・県連有功章				県連感謝章・特別年功章（上位のものを一つ）	1	2	3	維持会員年功章（上位のものを一つを同列下位に着用する）			
きじ章・たか章・かっこう章	A	B	C																			
日連特別感謝章・日連感謝章	4	5	6																			
県連特別有功章・県連有功章																						
県連感謝章・特別年功章（上位のものを一つ）	1	2	3																			
維持会員年功章（上位のものを一つを同列下位に着用する）																						

現行		改正案		備考																
国・外國政府か、 らの勲章 9-9-14	國または外國政府から交付された勳章、褒章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	国・外國政府か、 らの勲章 9-9-14	<削除>	9-15-1(新設)に 移行																
本連盟以外か、 らの有功記章 9-9-15 (新設)	世界スカウト機構または、外国スカウト連盟から交付された特別に許可を受けた有功記章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	本連盟以外から の有功記章 9-9-15	<削除>	9-15-2(新設)に 移行																
		各種有功記章 の着用機会 9-12-1	正装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章または略章を着用する。 ② 礼装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章を着用する。 ③ 有功章正章を着用する場合、日本連盟功劳章、都道府県連盟功劳章については区分ごとの上位のものを着用する。	9-9-12から移行																
		各種有功記章 の着用位置 9-12-2	複数の有功記章略章を同時に着用する場合には、以下の順序により受章したものをお着用する。 きじ章、たかじ章、かつこう章、日連特別感謝章、日連感謝章、人命救助章、公共奉仕章、日本連盟スカウティング褒章、100周年記念募金感謝章、23WSJ奉仕章、23WSJ協賛章、善行章、県連盟スカウティング褒章、県連特別有功章、県連有功章、県連感謝章、特別年功章(上位のものを1個)、維持会員年功章(上位のものを1個) ② 複数の略章を同時に着用する場合は1列3個までとし、最大3列9個まで中央揃えで着用する。3個を超える場合は、下段詰めで上段を上位として列を加える。 ③ 人命救助章、公共奉仕章、日本連盟スカウティング褒章、善行章、県連盟スカウティング褒章の旧略章の場合は、特別記章類の位置に着用する。 ④ 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練(課程別)、団指導者の訓練、コーチショナーの訓練、トレーナーの訓練及びワドクラフトの各区分で修了した課程の上級のものを1個ずつ3個まで着用できる。	9-9-13から移行																
		<p>特別記章類 (世界機構表彰、外国連盟表彰等)</p> <table border="1"> <tr> <td>日本連盟有功記章類</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td><説明(は上記に記載のため省略する)></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章 (中央崩えで着用する)</p> <p>ア:現在奉仕している分野の記章 イ:ウ:他課程の隊指導者訓練または他区分の記章 (上級訓練修了者は上位の記章) ウ:特別維持会員章または維持会員章</p>			日本連盟有功記章類	A	B	C	<説明(は上記に記載のため省略する)>	1	2	3		4	5	6		7	8	9
日本連盟有功記章類	A	B	C																	
<説明(は上記に記載のため省略する)>	1	2	3																	
	4	5	6																	
	7	8	9																	

現行	改正案	備考																																																																														
(新設)		<p>区分・種類 9-13-1</p> <p>指導者訓練修了章の区分及び種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 導入訓練課程 (2) 隊指導者基礎訓練課程 (3) 隊指導者上級訓練課程 (4) 団委員基礎訓練課程 (5) 团委員上級訓練課程 (6) コミッショナー共通課程 (7) コミッショナー車門課程 (日本連盟コミッショナー・県コミッショナー・団担当コミッショナーの各課程) (8) 副リーダートレーナーコース (9) リーダートレーナーコース (10) ウッドクラフトコース</p> <p>指導者訓練修了章の様式は次のとおりとする。</p>																																																																														
(新設)		<p>様式等 9-13-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>名称</th> <th>様式図例</th> <th>寸法</th> <th>地色</th> <th>着用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隊指導者基礎訓練</td> <td>ボーキスカウト講習会</td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>若草色</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>ビーバー部門</td> <td>カブ部門</td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>水色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペンティヤー部門</td> <td>ボーキ部門</td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>黄色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビーンティヤー部門</td> <td>カブ部門</td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>緑色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カブ部門</td> <td>ボーキ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td>1.6×4cm</td> <td>左胸 ポケット 上部に 接して つける。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペンティヤー部門</td> <td>カブ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td></td> <td>水色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カブ部門</td> <td>ボーキ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td></td> <td>黄色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペンティヤー部門</td> <td>カブ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td></td> <td>緑色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カブ部門</td> <td>ボーキ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td></td> <td>白色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペンティヤー部門</td> <td>カブ部門</td> <td>本結び金糸</td> <td></td> <td>緑色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>團委員基礎訓練</td> <td>團委員上級訓練</td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>白色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミッショナー共通訓練</td> <td></td> <td>本結び銀糸</td> <td></td> <td>紫色</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課程	名称	様式図例	寸法	地色	着用部位	隊指導者基礎訓練	ボーキスカウト講習会	本結び銀糸		若草色	その他	ビーバー部門	カブ部門	本結び銀糸		水色		ペンティヤー部門	ボーキ部門	本結び銀糸		黄色		ビーンティヤー部門	カブ部門	本結び銀糸		緑色		カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸	1.6×4cm	左胸 ポケット 上部に 接して つける。		ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		水色		カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸		黄色		ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		緑色		カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸		白色		ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		緑色		團委員基礎訓練	團委員上級訓練	本結び銀糸		白色		コミッショナー共通訓練		本結び銀糸		紫色	
課程	名称	様式図例	寸法	地色	着用部位																																																																											
隊指導者基礎訓練	ボーキスカウト講習会	本結び銀糸		若草色	その他																																																																											
ビーバー部門	カブ部門	本結び銀糸		水色																																																																												
ペンティヤー部門	ボーキ部門	本結び銀糸		黄色																																																																												
ビーンティヤー部門	カブ部門	本結び銀糸		緑色																																																																												
カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸	1.6×4cm	左胸 ポケット 上部に 接して つける。																																																																												
ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		水色																																																																												
カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸		黄色																																																																												
ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		緑色																																																																												
カブ部門	ボーキ部門	本結び金糸		白色																																																																												
ペンティヤー部門	カブ部門	本結び金糸		緑色																																																																												
團委員基礎訓練	團委員上級訓練	本結び銀糸		白色																																																																												
コミッショナー共通訓練		本結び銀糸		紫色																																																																												

現行		改正案		備考
		<p>コ ミッショ ナリー 専門 訓練 課程 担当 シヨナ ー課程 ワックラ フト コース</p> <p>日本連盟コミッショナリー課程 県連盟コミッショナリー課程 地区コミッショナリー課程 国担当コミッショナリー課程 ワックラフト コース</p> <p>本結び金糸 本結び銀糸 本結び金糸</p>	<p>えんじ 色、 緑紫色 青色、 緑紫色 紺色、 緑紫色 白色、 緑紫色 橙色</p> <p>1.6× 4cm</p>	
		<p>日ローバー課程 トレーナー訓練 副リーダートレーナー^{コース} リーダートレーナー^{コース}</p> <p>ワックラフト コース</p>	<p>本結び銀糸 1.6× 4cm</p> <p>本結び銀糸 1.6× 4cm</p>	<p>赤色 同上</p> <p>えんじ 色 同上</p>
(新設)	ウオックル及び ワックラッシュとス カーフ 9-13-3	隊指導者基礎訓練課程のワッドベッジ研修所を履修した指導者は、ギルウェルウォッグルを、また隊指導者上級訓練課程を修了した指導者は、更にギルウェルスカーフとワッドベッジを制服に着用することができます。ただし、ギルウェルスカーフは、自隊と行動をともにする場合は着用しない。	9-9-10から移行	
(新設)	国・外国政府か らの勲章 9-15-1	国または外国政府から交付された勲章、褒章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	9-9-11から移行	
(新設)	本連盟以外から の有功記章 9-15-2	世界スカウト機構または、外国スカウト連盟から交付され特別に許可を受けた有功記章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	9-9-15から移行	

以 上

人命救助章



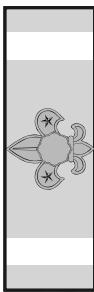
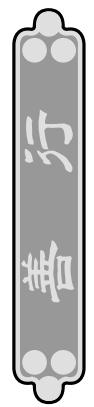
公共奉仕章



スカウティング褒章



県連盟表彰



県連スカウティング褒章

